

那覇市県費負担教職員の人事評価実施規程

那覇市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程(平成19年那覇市教育委員会訓令第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第44条の規定により実施する人事評価(以下「人事評価」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事評価の方法)

第2条 人事評価は、沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則(平成27年沖縄県教育委員会規則第6号)の下に、実施するものとする。

(苦情相談員)

第3条 定期評価に関する苦情の申出を幅広く受け付けるため、苦情相談員を置き、学校教育課の職員をもって充てる。

(苦情処理委員会)

第4条 被評価者自らの定期評価の評価結果に関する苦情で苦情相談員への相談により解決されなかった苦情の申出(以下「申出事案」という。)に対応をするため、苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学校教育部長
- (2) 学校教育部副部長
- (3) 学校教育課長
- (4) 教育研究所長
- (5) 学校教育課の副参事(教育課程等の指導を担当する副参事)

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第2項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ委員の中から指名した者がその職務を代理する。

(調査員)

第6条 委員長は、申出事案について調査するため、委員会に調査員を置く。

2 調査員は、学校教育課の職員(第4条第2項第3号及び第5号に掲げる者を除く。)をもって充てる。

(調査等)

第7条 委員長は、調査員に対し、申出事案に関する調査を命ずることができる。

2 調査員は、申出事案に関する調査を行い、その結果を委員長に報告する。

3 申出事案の被評価者(以下「申出者」という。)、その評価者その他関係者は、調査員の調査に協力しなければならない。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 委員長は、審査の結果を速やかに申出者及び最終評価者に通知しなければならない。

6 委員会の会議は、非公開とする。

(申出事案の終了)

第9条 申出事案への対応は、前条第5項の規定による通知をもって終了する。

2 前項の規定にかかわらず、申出事案への対応は、次の各号のいずれかに該当するときに終了する。

(1) 申出者が申出事案を取り下げたとき。

(2) 申出者が申出事案について、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第46条に規定する勤務条件に関する措置の要求その他の法令に基づく救済手続が開始されたとき。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、学校教育課に置く。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 苦情の申出を行った被評価者及び申出事案に関する調査に協力した者は、

苦情の申出を行ったこと、申出事案に関する調査に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

(秘密の保持)

第12条 人事評価に関する事務に従事する者は、職務上知ることができた内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該事務に従事しなくなった後においても、同様とする。

(委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この訓令は、令和4年2月1日から施行する。